

外国人留学生修士・博士論文チューター制度について

外国人留学生修士・博士論文チューター制度は、日本語で修士・博士論文を執筆する外国人留学生の日本語チェックや論文の形式等の指導や助言を行うことを目的に設けられたものです。学務部教務課全学教育支援室のオリエンテーションを受け、活動を認められたチューター（以下、「チューター」という）が、個別に課外指導を行います。

- 論文チューターには専門分野における知識が求められるため、パートナーのマッチングは行いません。留学生は指導教員と相談の上、卒業予定期が始まる前までにご自分のペアとなるチューターから承諾を得た上で申請をお願いします。
- 指導は、対面またはオンラインで行ってください。ただし、オンラインの場合はメールや電話ではなく、ZoomやSkypeなどの対面できるツールを用いて行ってください。

1. チューターの資格

チューターとして活動するためには、次の条件を満たす必要があります。

- (1) 本学に在籍する者（研究生、聴講生等非正規生は除く）
ただし、休学者は休学理由によっては認められない場合があります。
- (2) 日本国籍または「永住者」の在留資格を有する者、あるいは大学が許可した者

【注意】

- ・上記の有資格者がチューターとして活動するためには、所定の登録手続きを済ませる必要があります。それ以前にチューター活動を行っていたとしても、謝金のお支払いはできません。

2. チューター制度を利用できる留学生

- (1) 修士課程2年生（以上）に在学する者で、修士論文を作成する者
- (2) 博士課程3年生（以上）に在学する者で、博士論文を作成する者

【注意】

- ・在留資格が「留学」ではない外国人学生は、本制度を利用することはできません。
- ・1人の留学生に同時に複数のチューターをつけることはできません。
- ・休学中の学生は、本制度の利用はできません。

3. 対象となる指導内容

修士・博士論文の添削及び論文形式の指導

※論文の内容についての指導は出来ませんので、注意してください。

※経営管理研究科 HMBA コースおよび国際・公共政策教育部のワークショップレポートも対象となります。

※日本語での論文をサポートするための制度です。それ以外の言語での論文執筆には利用できません。

4. チューター謝金

- (1) チューターには、指導のお礼として大学が「謝金（1時間=1,200円）」を支払います。
- (2) チューター活動開始前に、**金融機関通帳のコピー**を添えて、承諾書を全学教育支援室に提出し、指導報告書の記入方法等の説明を受けてください。
- (3) 指導報告書の作成
 - ①チューターは、活動日毎に指導内容や時間等の記入内容について、指導を受けた留学生に確認をもらってください。
 - ②指導報告書は、活動月の翌月5日までに全学教育支援室へ提出してください。（5日が土日祝日にあたる場合はその次の平日まで）
提出が遅れると謝金の支払いが遅れたり、支払いが出来ない場合があります。
また、年度末など臨時に提出期限を変更する場合がありますのでご協力をお願いします。

5. 指導時間枠（謝金の支払対象となる時間数）

下記に定める指導時間を超えての活動は、本制度として認められません。

- (1) 1か月の指導時間の上限は、**30時間**です。

※複数の留学生を担当していても、チューター1人あたりの指導時間の上限は、**1か月30時間**です。

※他のチューター（初年度チューター、日本語添削チューター等）として活動している場合も、合わせて月30時間が活動時間の上限です。

- (2) 留学生1人が受けが出来る指導時間の合計は、**34時間**です。

- (3) 指導できる期間は、論文提出期限の4か月前から論文提出期限日までです。

- (4) 論文提出が延期された場合には、既に指導済みの時間を34時間から差し引いた残りの時間分のみ、指導時間とすることができます。（新しい論文提出期限の4か月前に再度承諾書を提出し、チューター活動を行ってください。）

6. 注意事項

- (1) チューターの都合等により、チューター活動を中止する場合は、必ず全学教育支援室に申し出てください。
- (2) 大学からの連絡は基本的に一橋大学 Gmail(学籍番号@g.hit-u.ac.jp)に送信します。

チューター制度のルール・規則を守らない場合、もしくは留学生・海外留学相談室や教務課全学教育支援室の指示に従わない場合、チューターには謝金を支払うことはできません。
また、留学生はチューター制度を利用する権利を失うことになります。

※教務課全学教育支援室は東一号館1階にあります。